

千葉県報

定例
令和7年2月4日

主要目次

- 令和六年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領
- 救急病院の認定
- 平成十一年千葉県告示第九百十七号の一部を改正する告示
- 県営土地改良事業計画の変更
- 道路区域の変更（二件）
- 昭和四十四年千葉県告示第四百二十八号の一部を改正する告示
- 公 告
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出

告 示

千葉県告示第四十六号

令和六年九月定例県議会の議決を経た令和六年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領は、別冊のとおりである。
令和七年二月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。
令和七年二月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

名 称

所 在 地

社会医療法人社団螢水会

我孫子市我孫子一、八五五番一

令和十年一月三十一日

名戸ヶ谷あびこ病院

千葉県告示第四十八号

平成十一年千葉県告示第九百十七号（旅館業法施行条例に基づく施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年二月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

青年館の表茶畑町青年館の項を削る。

千葉県告示第四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、旭市の一部を受益地域とする県営飯岡西部地区土地改良事業（区画整理）計画を変更した。
その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この変更計画については、その変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この変更の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和七年二月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 縦覧に供する書類の名称

二 縦覧期間

三 縦覧場所

令和七年二月五日から三月六日まで

旭市役所

千葉県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和七年二月四日から三週間、縦覧に供する。

令和七年二月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 四百九号

3	大規模小売店舗の新設をする日 令和七年八月二十七日
4	大規模小売店舗内の店舗面積の合計 一、七三四平方メートル
5	駐車場の収容台数 六〇台
6	駐輪場の収容台数 五〇台
7	荷さばき施設の面積 四〇平方メートル
8	廃棄物等の保管施設の容量 九立方メートル
9	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時四十五分 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで
10	駐車場の自動車の出入口の数 二か所
11	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
12	届出年月日 令和六年十二月二十六日
縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課	

購読料 本号（別冊を含む。） 一部 九一円

購読申込先 発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千 葉 県 ○四三（二三三）二六五八